

法教育推進協議会（第3回）議事録

日 時 平成17年11月16日（水）
午後4時～午後6時25分

場 所 法曹会館 寿の間

午後4時 開会

土井座長 それでは、まだお見えになっていない委員もおられますが、所定の時刻になりましたので、法教育推進協議会の第3回会議を開会させていただきます。

まず最初に、本日の配布資料の確認を、事務局からお願いいたします。

吉村参事官 それでは、配布資料の確認をさせていただきます。

資料でございますが、資料1は、裁判員制度ブックレットでございます。

資料2、山城教授作成に係ります資料でございます。

資料3、私法と消費者保護に関する教材と題する書面でございます。

資料4、3年技術家庭科・社会科合科授業実践報告と題する書面でございます。

資料4までは、いずれもページ数につきまして、それぞれ41ページ、14ページと、下に付いておりますので、落丁等ないか、御確認いただければと思います。

資料5は、仲村教諭作成に係ります資料でございます。上部にページ数が付いております。

資料6、検事総長と語ろう会と題する書面でございます。

以上が、正式資料の関係でございます。

その他、机上にビデオ、DVD等が置かれていますが、これらは後ほどの御説明であるかと思いますが、これはお持ち帰りいただいて結構です。

次に、教材改訂検討部会の構成員が一部替わりましたので御連絡いたします。これまで司法法制部付の丸山が構成員として入っておりましたが、以後、同じく司法法制部付の内堀が構成員となりますので、御報告申し上げます。

本日、内堀がここにおりますので、御紹介申し上げます。それでは一言、お願いいたします。

内堀構成員 法務省大臣官房司法法制部の部付の内堀でございます。法教育を担当させていただくことになりました。今後とも御指導のほどよろしくお願いいたします。

吉村参事官 事務局からの御説明は以上でございます。

土井座長 どうもありがとうございました。

議事に入ります前に、若干、お断りをさせていただきたいのですが、協議の内容が、本日からかなり盛りだくさんでございまして、若干、時間が延長してしまう可能性もございますので、その点は御了解いただければと思います。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

まず、今般、最高裁判所の作成されました裁判員制度のブックレットと、刑事手続の解説のビデオにつきまして、御報告をいただきたいと思っております。

ブックレットとビデオは、本日の配布資料として、皆様のお手元にお配りしてございます。

それでは、河本委員から御説明をお願いいたします。

河本委員 最高裁判所の河本でございます。

配布いたしましたビデオとブックレットにつきまして、若干説明させていただきます。

ビデオの方は、25分構成になっております。中身は、ある放火事件の審理について、現行の裁判を、比較的わかり易く解説したものであるというふうになっております。

ビデオの始まりは、ニュース映像からスタートさせまして、それを見た大学生が、事件を不安に思って傍聴しに行く。証人尋問や被告人質問を見て、審理を体験する。その中で若干

手続の説明などが入っており、ビデオの最後に、判決ということになるんですが、判決の結論は示しておりません。そういう形で、見た方にこの結論を含めてお考えいただくと、このような内容になっております。

内容程度的には、高校生以上の方が御覧になっていただいても、恐らく手続の内容についてそれなりに御理解していただき、また考える、こういうことを可能にするビデオになっております。

現在、裁判所では、全国50か所で、裁判に関するフォーラムというものをやっております。各地で大体500名程度の観客に集まっております。このビデオをお見せした後、裁判官による手続の解説、それから地元有識者などを集めたパネルディスカッションという形で、このビデオを使っているわけですが、各地ともに、このビデオを内容的に見て、学校で使いたい、生徒に見せて、また、生徒に議論させて、これを通じて学校の先生の方から、手続の解説をしたいという要望が非常に強うございます。

このことを踏まえまして、恐らく来月の末ごろには、DVDの形で数万本単位でこれを作ることが可能になりますので、もし、学校の現場で必要ということになれば、最高裁にお話しただければ、先生用のマニュアルを付けてお渡しすることが可能になるかなと思っております。

以上がビデオの解説です。

もう一つ、このブックレットというのがございます。これは、裁判員制度を主に説明したもののなのですが、全体として3部構成になっておりまして、まず、第1部が最高裁の刑事局長と、以前、NHKで裁判員の特集をやったとき、ビデオに主演した女優の内山理名さんとの対談です。この対談の中では、これから行われる裁判員制度の中身を、それなりに親しみやすく説明したものです。

第2部が、今の刑事裁判について、実際に現場で担当している裁判官が高校生と対談する形で説明した、今の刑事裁判の解説です。

以降は、Q & Aとデータという形になっています。

特に第2部は、これもまた高校生以上の方を対象にして、この会話をずっと追っていくと、刑事裁判の基本的な概念とか、証拠法の基本的な考え方などが大体学習できるという形になっています。

これも30万部という冊数を刷りましたので、全国各地の高校に配るには、これは十分だというふうに思っておりますので、本日、御覧いただいて、御要望がありましたら、私の方にお話しただければ、各県単位、数千部単位でお渡しすることができますので、この点もお含みください。

以上でございます。

土井座長 どうもありがとうございました。

この件につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

上原委員 基本的には、当方からお求めをしない限り貰えないわけですね。つまり、例えば当方で、このビデオを欲しいと言わない限りは、送ってはいいただけないということですね。

河本委員 御要望があまりにも強いようであれば、押し付けてでも差し上げたいのですが。

我々の中でも、まあまあのもを作ったかなという意見もあれば、内部的には、やっぱり裁判所が作るものでセンスがないなんていう意見もあり、皆さんのお声を聞いてから決めよ

うかなと思っております。

鈴木委員 同じような質問ですけれども、例えば、今度の金曜日に千葉県内の高校の先生たちにお話をするのですが、そのとき100部といった部数をお願いするということも可能なのですか。

河本委員 はい。

実際にフォーラムの現場では、来ていただいた方全員にこれをお配りしております、500人の方皆さんに持ち帰っていただいています。

土井座長 よろしゅうございますでしょうか。

一見してこれだけのニーズがあるというのは、非常に良いものではないかというふうに思いますので、いろいろなところでお使いいただければと思います。

それでは、時間の関係もございますので、次に移りたいと思います。

続きまして、法科大学院・法学部による国民への法教育の一手法というテーマにつきまして、桐蔭横浜大学での取組についてお話をいただきたいと思います。

桐蔭横浜大学は、裁判員制度導入をひかえ、学生や市民に模擬裁判を通じて法教育を行なうというプログラムを提案され、文部科学省が高等教育の活性化のために行っております「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に選ばれました。

法教育研究会の報告書でも、法科大学院や法学部による法教育の可能性が示唆されているところではありますが、桐蔭横浜大学の取組は、まさにその先駆けとして位置付けられるのではないかと思います。

本日、プログラムを御紹介いただきますのは、同大学の法学部教授で、現在、学長補佐もお務めの山城崇夫先生でございます。

本日は大変お忙しいところ御足労いただきまして、誠にありがとうございます。

山城教授は、民事手続法、裁判法を御専門とされ、山口大学教授などを歴任され、現在、桐蔭横浜大学において、民事訴訟法、民事紛争処理法などの講義を担当されています。御活躍は多方面にわたりますが、特に法律扶助に御造詣が深く、「リーガルエイドの基本問題」、「世界の法律扶助」などの著作をお持ちでいらっしゃいます。

本日は、プログラムの骨格づくりから実践まで、全てに関わっていらっしゃるお立場から、プログラムの内容、趣旨、あるいは今後の実践にかける思いを含めて御紹介いただければと存じます。

それでは、山城教授、よろしく願いいたします。

山城教授 ありがとうございます。

御紹介いただきました山城でございます、本学の現代GPの取組みに注目していただきましてお礼申し上げます。この現代GP、「GP」というのは、「Good Practice」、すなわち良い取組ということですが、それをどのようにして勝ち得たのかという作戦の裏話も交えて、むしろそれが中心になるかもしれませんが、実際、どういうことをやろうとしているのかについて、話をしていきたいと思います。

桐蔭横浜大学というのは、横浜市の青葉区にございます。ここ霞が関からは大体電車で1時間少しあれば着く郊外の大学です。法学部ができたのは平成5年でして、今年13期の学生が入学したところですが、法学部と法学研究科修士課程と博士課程、後期課程、そしてロースクールの法科大学院を備えておりまして、いわゆる法学教育についてのそれぞれの法

学教育組織ごとに具体的な教育内容を仕分けることができる，そういう教育組織を全部持っているというところが自慢です。

もちろん，昨今の18歳人口の減少とか，入ってきた学生の教育のレベルとか，そういったもので，悩みの種は尽きません。また来年，再来年と，本学の半径60キロメートル以内で18歳人口の1万人減少や，高校が統廃合が進む状況が周りにありまして，私も営業担当の第一線者として高校を回りますと，「もうここもなくなるんですよ」などと言われますと，何となく寂しい思いがしてきます。

前置きが長くなりましたが，そういう大学であるから故に，文部科学省のいわゆる「GP」を勝ち得るといふことは，大変重要な課題であります。文部科学省の現代GP，あるいは一般GPを獲得するということになりますと，大学教育の良い評価が出されたということと，学生募集にも繋がっていくというふうを考えられますので，非常に重要であるとの位置付けを大学としてはしています。

今回は，テーマとしては，先ほど御紹介のありましたように，「裁判員候補者たる地域市民の法教育支援，体験型の模擬裁判を通じて」であります。このテーマで，4月に文部科学省に申請書を提出いたしました。その申請書については，この資料の3/13である様式2の部分から始まり，5/13というところから実際の内容について書かれています。

この申請書は，実際はカラー刷りで，要するに見た目も良く，見栄えの良いものにして申請をしているものですが，大体4月までに申請をしなければならないとなっております。

本学には，医用工学部と工学部と3学部ありまして，回り持ちで，必ず1つ申請することになっていまして，これまで他学部が全部落ちましたので，法学部が出すときには絶対落としてはならないという，きついお達しがありまして，これを勝ち得るといふことが，非常に大きな使命でした。GP獲得は至上命令でありました。桐蔭横浜大学としては，とにかく神奈川県内，東京も含め，他大学との競争的環境の中で現代GPを獲得することが重要でした。

5月と6月に書類審査があったと思いますが，7月に面接審査で呼び出されました。面接審査を受けるということは，大体8割5分は受かったというふうな形で考えておりまして，8月中旬に採択という知らせが来まして，9月末に補助金額が決定しましたので，10月1日から本年度の事業を実施してよいという話になったというわけです。

そこで，どのような獲得戦略を用いたかという裏話であります。

戦略(1)として，法学部の持ち味は何かということ，まず考えなければいけません。本学の法学部の持ち味としては，法廷が2つあるということが挙げられます。

1つは，横浜地方裁判所に保存されていまして旧陪審法廷で，実は本学はこれを移築しまして保存し，現在それを実際の教育において実践して使っております。もう1つは，現代型の普通の合議法廷です。このように，いろいろ法学部にも法廷を備える大学は多いと思いますが，2つ持っているということはいらないのではないかなとみんなで言うております。ひょっとしたら，3つくらいある大学があるかもしれませんが，調べたことはありません。

そこで，本学には法廷が2つある，これはなかなか優れたキャッチになるぞと考えました。

それを1つ，本学の戦略の大切なところに位置付けようというふう考えたわけです。

法廷があるということ，それを活用して，模擬裁判を学生と共にやることができます。ところで模擬裁判で単位を付けた法学部として，日本で初めて認められたのが桐蔭横浜大学

であります。本学法学部が14年前に設置認可を受けたときに、模擬裁判を正規の授業として単位を付けるという申請をしたときに、設置の審査員の方から、模擬裁判というのは学園祭でやるような催しのことですか、要するに演劇の一種ですかと質問されました。

模擬裁判である限り、原告や被告の役をする人がいたり、証人の役をする人がいたり、弁護士役があったり、裁判官役があったり、様々な役どころがあるので、演技指導というのはもちろん必要ですという話をしましたところ、そういうのは教育ではないのではないかと、単位を付けるというのはおかしいのではないかと、それは、大学のお祭りとしてやる分には差し支えないが、これを単位の付いた授業プログラムとして申請するのはおかしいのではないかとというやり取りでありました。

当時、私は、まだ40歳になる直前くらいでしたが、本大学の申請担当者の一人として、面接審査の席上で、反論しまして、役割演技をすることによって、法という、目に見えないものをつかむきっかけができることを力説したわけです。

もちろん、一番問題にされた点というのは、当時、申請した教育プログラムの内容としては、模擬裁判を1年次で行うというふうに設定したのですが、そのときに、審査員から、模擬裁判を1年次でやるにしても、民法、民事訴訟法が3年次ですね、刑事訴訟法が3年におかれていますね、どうして模擬裁判を1年次で行うことができるのかという、基本的な発想が異なるやり取りがありました。

私としては、そうではなくて、法というものを最初に興味をもって、まず具体的につかんでもらうためには、法律のガイドラインを勉強するのではなく、実際、法廷に立って、ある程度こちらの作った、教員が作った教材であっても、それに目を通しながら、例えば訴状を読み上げるとか、答弁書を読み上げるといった形を踏まえて初めて、こういうふうに裁判というものは流れていくのかなということを経験することが、実は法学教育の導入として最も大切なのであるという話をしました。すれ違いがあったわけです。

最終的に理事長から、それほど突っ張ると、法学部の申請自体危うくなるからやめなさいと言われまして、一応妥協策として、3年次で模擬裁判を実施するというふうにプログラムの変更を行ったわけです。

幸い、これで設置認可は通りましたが、その後、開学した年に正規のカリキュラムは3年次ですが、実際は任意の課外授業として1年次で実際にやりまして、その1年目の参加者から司法試験の合格者が出たことは、今でも大変愉快極まりないことだったと思っております。

そういう本学の持ち味と、もう1つが、先ほど御紹介ありましたけれども、今年1月にNHKで裁判員制度の特集をやりましたとき、あれは11月から12月にかけて撮影したのですが、本学の模擬法廷を使って、横浜地裁の現役の裁判官と、本学が用意しました一般市民を裁判員として、NHKと共同で制作をしました。そのときにアレンジといいますかコーディネーターをされたのが、本学の法科大学院で教授をされています松本教授です。松本教授は、司法研修所で刑事裁判官の指導に長年携わられておられまして、その後、広島高裁を退官された後、本学の法学部の教授に就任された方ではありますが、その方を中心にしながら、裁判員制度の模擬裁判を、NHKと連携して行っていました。

このように、本学には、教育の具体的な仕分けもできるけれども、人材も非常に豊富であるということが持ち味になるだろうということでもあります。

G P 獲得戦略は、それだけではまだ不十分だと考え、駄目なので、変化球で勝負しないと、直球だけでは負けるぞと考えました。

直球でいきますと、G P では、例えば法学教育の新しい分野、例えば知的財産法、こんなものを行っていますよとか、IT 教育でこれほどの法学教育が展開できますよ、例えば、今はやりのサイバーで行われる裁判とか、そういうことをやっていくとか、あるいはそのほかにもボランティアとかいろいろな課外活動とか、テーマがあると思いますが、こういうところで勝負すると、採択される可能性はあまり大きくない。競争相手がうじゃうじゃいるからです。必ず勝つためには、競争相手が少なく、あっと驚くようなひねりを加えて持っていないと駄目だろうというふうに考えたわけです。

それが、地域密着の市民、高校生を対象とした企画で申請しよう、これはかなり変化球だぞと考えました。普通、地域密着型のG P ということになりますと、例えば理工系だと、いわゆる地元産業への協力とか、あるいは経済・商学系だと、村おこしや商店街の活性化とか、そういう方面における大学教育を活性化していこうということで、地域密着型の分野に申請をするのがほとんどであろうと思います。法学部で地域密着型はないだろうと踏んだわけです。

そのとき、横浜で法の貫徹をしようと、ある若い先生がとんでもないことを言ったのですが、そのときみんながぼかーんとしまして、法の貫徹というのは、横浜だけでいいのかいという話になったのですが、いいのではないかと、法の貫徹は横浜だけでいいよ、ということで、「横浜地域における法の支配の貫徹」、よし、このテーマでいこうということになりました。

そして、本学の持ち味である法廷や模擬裁判を組み合わせることです。これまでは、法廷を見せることをやっていたのですが、この法廷を外に持っていこう。外に持っていくというのはどういうことかという、模擬裁判を外でどんどんやっていこうということです。そしてそのときに、一緒に桐蔭の法学部の看板を立てれば、少なくなっている18歳人口にも十分対応できるであろう、副次的効果も併せて考えていこうということで、地域密着型のG P を申請したということになります。

次に、横浜地域の法の支配を貫徹する場合にどの法分野に着目するかということを考えなければなりません。そこで裁判員制度と言えば誰でもわかるだろうと、その重要性はわかっていただけるだろうと考えました。しかし、裁判員制度だけでは少し広がりが少ないということで、市民の法教育を、裁判員制度の背景にある市民の法教育というものを背景に置きまして、広がりを持たせ、これはある程度の展開をはらんでいるよという期待を持たせる形でテーマの骨格を設定していったわけでありました。

時間を大分取りましたが、内容の方は資料の1 / 13で、これは、実は7月の面接調査のときに時間を5分あげるから冒頭陳述をしてくださいというのがありまして、その原稿をここに持ってきています。

ちょっと一部を読み上げますと、まず、申請しました取組「裁判員候補者たる地域市民の法教育支援 - 参加型模擬裁判を通じた取組」の発想の原点からお話しします。

『平成21年から運用が予定されている裁判員制度について、果たして裁判員に耐え得るだけの法教育を、一般市民は受けているのかという問題意識であります。

裁判の基本的な構造やプロセス、法と裁判の関係、国民の司法への参加の義務などにつ

いて、理解や知識について疑問があります。それは、マスコミでも報道されているように、裁判員に選ばれた場合の不安や恐れという面で特に強調されていますが、このような不安をそのままにして裁判員制度が始まってしまった場合、社会的な混乱さえ生み出しかねないというリスクがあります。

そこで、大学法学部の役割として、学生に対する法学教育だけではなく、裁判員候補者たる市民に法教育を提供すべきであると考えたわけであります。

先ほど本学は横浜地裁から移築した旧陪審法廷と、一般の現在の2つの法廷を持っていると申しました。

取組内容の第1は、出張して身近な場所で模擬裁判を開き、市民に参加してもらうことです。裁判員制度の啓蒙活動として、ビデオ映画やパンフレットなどが公的に作成されており、これらも有益ではありますが、実際に模擬裁判に参加するという経験を通じて知識の定着が図られ、市民の裁判員としての役割が理解されるのではないのでしょうか。

ちなみに、かつて陪審法の普及の際にも、例えば京大事件で有名な滝川幸辰教授が、農村地域の小さな集会にまで足を運んで、国民参加の意義を説いた、そのひそみに倣って、法学部のほぼ全スタッフが、横浜地域各所でその意義を解説することを計画しています。

本学のこの地域密着型の取組が、全国的規模で広がっていくことを期待しています。

取組内容の第2に、この取組を支える教員、大学院生、学生を養成することであります。取組内容の第3が、様々な経験、年齢、知識の異なる市民に、そのニーズに合った法教育、一方的な法教育ではないものを用意するために、全国的な面接調査及び、海外での法教育、特に市民の法教育の実状を把握し、これらの調査の分析や比較の成果に立って、どのような方法で法教育を提供すればよいか、市民のニーズに合った法教育の提供に還元することを計画するものであります。

本学は、これらの取組を実行するに耐えるだけの実績、人材がごぞいます。

実績としては、例えば昨年、横浜地裁の現職の裁判官に参加をお願いし、裁判員を一般市民から公募して、NHKと共同で裁判員制度の模擬裁判を行いました。今年の2月に、2夜にわたり特別番組として放映されました。

最後に、今後、日本でも法教育を学校教育の中で中学生段階から進めようとの取組が示されていますが、目前に迫った裁判員制度の運用のために、本学法学部は、短い間に、一般市民を対象として法教育に貢献する用意ができております。』

このような大体の取組の趣旨をお話しして、あと実施内容についての質疑応答が進められたということであります。細かい内容の御紹介は、時間の関係もあり、できませんが、そういうことで最終的に認められまして、実施することになりました。

では、今後の取組はどのようなのだということではありますが、計画実施についての見通しがありますが、実は非常に困ったことがありまして、文部科学省の方から8月に採択が出た段階で、早まったことはするなと言われております。昨今の問題として、補助金使用の在り方について、大学の場合は相当厳しいチェックが入ることが言われておりますし、実際にそういう問題があります。

最終的に、9月の補助金額決定が終わるまでは、一切契約はやってはいけないというふうに言われておりまして、もしフライングを犯した場合には、採択自体の取り消しもあり得るという文書が来ております。本学も様々な補助金事業を受けております。文部科学省から

多額の補助金を貰っている関係上、このG Pで他の補助金事業に影響を与えるということはやはり許されないことだと思ひまして、忠実に、注意事項を守っていました。では、どういふ困ったことがあるかと申しますと、横浜地域の各所で模擬裁判を実施すると言ひましても、3月末まではほぼ公的な会場というものが、ほとんど埋まってしまつていふのが実状であります。

非常に広いところは残つていますので、ある程度、今から予約をして、実際にやつていふと思つていますが、まず本年度分の実施が、どこで模擬裁判をやるかについて、まだ見通しが完全についたわけではありません。海外のそういう法教育の専門家を招いての講演会の方は、企画は終わりました、これは3月に実施する予定です。全米モックトライアル協会と言ひまして、全米模擬裁判協会の会長のオライリーという人を招いて、本学で行う市民向けの模擬裁判を見ていただいて、それに対して話をさせていただくというこということを計画しています。

そういった、ある程度これから具体化を進めていかなければいけないというところですが、なかなか問題は山積みしており、プログラムを実施する責任者からすれば、ビデオ教材と言ひますか、本とかビデオとか、そういうものはすぐ入手できるけれども、実際に出向いて模擬裁判をするときに、どこで模擬裁判をすれば一番市民に参加していただけるのかなといった悩みの種がちょっとあるというふうに入っています。

ただし、先ほど最高裁判所の方から、パンフレットができましたというお話がありましたが、本学もパンフレットを作成している最中でありまふ。

先ほど説明すればよかつたのですが、法学部全体の取組だよという話を学部の教授会で話をしまして、英語教育担当の先生であろうと、体育の先生であろうと、みんな裁判員の候補者なんだからやりなさい、法学部の教授は裁判員の候補者になれないから、実際はあなたがたの仕事だということで、全員にこの裁判員候補者たる市民の法教育の勉強に参加しなさいというふうに入つて、実際に本を読んでもらつて、今、パンフレット作りをしています。

もうすぐ、神奈川県内の新聞に、本学の取組の計画の一部が広告で出まふ。そして、あとは、本学のポスターですが、横浜市内の、例えば高校、中学も対象としてこういう取組があるので、例えば土曜日に実施しますから、模擬裁判に生徒さんに参加させていただければ幸いですというふうな文書も入れて、それを配つて、先ほど言ひました副次的な効果も狙つてやつていふかなと思つています。

今日はこの取組に対する私のほとばしる情熱を込めてしゃべれと言われたんですが、私の情熱はこの取組というよりも、2月に迫つていふ入試をどう乗り切るかということに、今、一番の情熱をかけてやつていふものですから、ちょっとこの情熱が冷めていふので、若い教官から、ちょっとは手伝つてくださいよと言ひていますが、今日出ることがその手伝いであるというふうに入認識してやつてまいりました。

時間ですのでこれで終わります。

土井座長 どうもありがとございました。

プログラムの趣旨や、今後、こういう法教育に関して各地の法学部をお願いする際に、どうすれば大学経営者の関心を得られるかという点に至るまで、非常に興味深いお話をいただけたというふうに入思つております。

それでは、質疑応答、意見交換に入りたいと思ひます。どなたからでも結構ですので、御

発言をお願いできればと思います。いかがでしょうか。

飯田委員 飯田でございます。お尋ねいたしますが、地域の方々に大変教育的な効果があると思いますが、それをどういうふうに計ると言いますか、例えば感想とか、又は実際にそれを数値とか何かで計ることができるかどうか、その辺について教えてください。

山城教授 具体的な話ですけれども、まず、模擬裁判に参加できるチャンスを具体化していかなければいけません。模擬裁判の参加と言いましても、もし裁判員というふうにと考えると、実際に参加できる人数は6人と限られていますので、その他の人は実際見るだけということになります。

でも、裁判員制度ということだけではなく、なぜ国民が司法に参加しなければいけないのかなということ、主にそういう模擬裁判と、いわゆる公開シンポジウムと言いますか、レクチャーとをセットにして全部やっていきますので、その模擬裁判を見ながら、終わった後でレクチャーをして、レクチャーが終わった後に一応、統一アンケートをとっていきます。

その統一アンケートを、3年間にわたってとっていきまして、あと模擬裁判のアンケートとは別に、日本全国のアンケートをとっていきます。先生方には北海道から沖縄まで行っていただいて、各裁判所の管轄区域ごとにアンケートをして、実際の比較をし、やはり横浜だけが法の支配が貫徹されていたんだということが実証されれば、我が取組は成功だったというふうに、別にアンケートをねじ曲げるつもりはありませんが、幅広い、大ざっぱなものを考えていますが、分析をして、どこまで話が理解されているかを調査していきたいと思っています。

国民が司法に参加するということについては、私は大学院の修士課程で人事訴訟を教えているのですが、昨日、学生の1人が、先生、参与員になるにはどうすればいいんですか、調停員になるためにはどうすればいいんですか、僕も調停員になりたいんですけども、いや、君は若いからまだ駄目だよとか、参与員になるにはどうすればいいのかと言うのです。どうしてそんなこと言うんだと言いましたら、参与員になれば国家公務員になれるから、全国の共済の旅館が使えるのではないかと言うのです。なかなかいいところに目を付けたなという話をしました。

そのときに、参与員は秘密をばらすと1年以下の懲役でしたか。ところが裁判員の方は秘密を漏らした場合には6カ月以下ですか - - そうですね。そのとき学生が、裁判員の方は評決権があるのに、参与員の方は意見を聞くだけなのに、秘密をばらしたときには参与員のほうが重いのはどうしてですかと言われて、うーん、僕は刑事は専門家ではないからわからないよと言いました。

なかなか国民が司法に参加すると言っても、そういう秘密をばらしたときにはこういう罪の違いがあるんだよということまでも、やはり、よくこちらも勉強しないと難しいなということも昨日、ちょっと思ったりしました。

土井座長 よろしいですか。

江口委員 私は評価する意味から、私たちが法教育を始めたとき、後ろに座っている磯山先生もそうなんですけれども、アメリカの資料を読んだときに、地域司法とか、地域社会と学校や市民社会で行われる教育との議論が、やっぱり最初から議論されていたんですよ。

日本語の翻訳だと、京都大学の法社会学の棚瀬先生が、その辺りのことは紹介しているんですけども、いややるべきだと言う人と、やるべきでないという人の論争がやはりありま

して、でも結果論としては、地域社会の中で、例えばそのときには、多分カリフォルニア大学のロサンゼルス校の先生対、いや地域のことをちゃんと守っていくべきだという人の争いだったと思うんですけども、法教育自体は学校の中で展開されていったわけですよ。

そうすると、私は、横浜桐蔭の取組が形として、結果として、横浜の地域社会での法や司法に関する理解の増大及び、治安の安定と言ったらいいのかわからないですけども、地域社会の改善につながるならばいいと思っているので、ぜひそういう取組をしてほしいと思います。

そのときの論点として、これは日弁連でも出たことなのですが、市民というのは、実は親でもあるし職業人でもあるわけですから、学校とか、要するに子供たちを使いながら、ちょっと親も一緒に出てきなさいよという形で使ってみたり、それから企業の中でもありますよね。要するに企業であると同時に親ですよ。そんな形で使っていくような形で広がりを持たせてみると、意外とパブリックな場所というのは幾らでもあるのではないかという気がしてなりません。

市民という特定をすると、私も市民ですけども、結構いいかげんな市民ですから、市民だけというのはなかなか日本社会の中には成立しないような気がしているので、そういう形で連動させてみてくださると、教育の側から見るといい結果が出るのではないかという、そんな感じがしています。

土井座長 他にございますか。

大場委員 法務省の大場でございます。2点ぐらい御質問したいと思っています。

今のお話で、横浜地域における法の支配の貫徹ということで、非常にいいキャッチフレーズを作ってるなというふうに思っておりました。

それで、横浜地裁にあった法廷を持ってきたとか、現代式の法廷もあるということで、かなり実践的な研究なり、授業というのができるのかなというふうに思っていますけれども、その横浜地域におけるということであれば、例えば地元の、横浜の裁判所だとか、弁護士会だとか、検察庁だとか、そういった地元の法律家との協力関係とかいうのが何か具体的にあるのかなというのが1つお聞きしたいと思ったところであります。

先ほどNHKの番組のところ、横浜の裁判官から協力をいただいたとか、あるいは横浜の弁護士会は、非常に法教育を活発にやっておられるということも聞いておりますので、横浜エリアでの法曹との協力関係が、どのようになっているのかなというのがお聞きしたい点でございます。

もう1つが、先ほども少し出ていましたけれども、面接調査の関係であります。こういった法教育というの、一方的な法教育でないものを用意するという、これも非常に大事な観点だと思っていて、どういったようなニーズがあるのか、国民、いろいろな年齢層等あると思いますけれども、そういった人たちのニーズを把握するための全国的な面接調査というのは、非常に貴重なものになり得るのではないかというふうに思っております。

予算の点というのかもしれないかもしれませんが、そうは言わずに、むしろ地質的に、地域によっても違いがあるかもしれませんが、年齢あるいは性別、そういったところからも差はあるかもしれないので、ぜひこの全国的な面接調査というのは実のあるものにしていただきたいなと思います。面接調査といっても、誰にどうやって聞くのか、あるいは何を聞くのかということについて、現段階で何かこんなふうに考えているというのがあれば、お聞かせい

ただければと思っております。それが2点目です。

以上です。

山城教授 最初の質問の、地元の法曹界との協力関係は必要です。実はまだしていません。これからお願いしていこうかなと思っております。

地元の弁護士会だけではなくて、教育委員会、県、市、そういうところとの協力関係を結んでいかないと、幅広く3年間続けていくためには、最初にその辺りの連携をきちっと取りたいと思っております。法科大学院の中には横浜の弁護士の方も教授として参加していますので、そういう方を通じて協力関係を結んでいきたいということは、既に考えています。

実は2つ目の点が、一番難しい問題だと思っております。補助金の制約も非常に大きな課題ですが、実際、実のあるものにしたいという思いもあります。

その実のある思いというのは、どこから来たかと言いますと、先ほど紹介していただいたのでありがたいと思いましたが、法律扶助の関係で、イギリスのローコミッションでしたか、調査が行われまして、そのときに、普通のアンケート調査ではなく、法律問題を抱えた人に、一人一人個別面接をやって、それが最終的には5000人以上を超える人の個別面接をやって、報告書が出ました。それを大学院で半年間かけてみんなで読み合わせをしたのですが、そのときに、非常に、これほどの大規模の個々の面接調査をして、とりまとめた結果、それは法律扶助に限定されますけれども、社会的な排除を受けた人は、社会的排除がさらに社会的排除につながっていくという、1つの法律問題が、離婚問題が、例えばいわゆる借金の問題につながり、借金の問題が子供の教育の問題につながり、子供の教育の問題が子供の虐待の問題につながりというふうに、問題が問題を生み出していくという、そのルートがきれいに証明されているというか、実証されている調査結果があったりしました。実は、それを参考にしながら、本当はやりたいなと思っております。

しかし、市民の法教育というテーマの中で、法律問題調査をやるわけにいきませんから、一般的な法的な関心というものをどう考えているかということと、やはり市民の法参加、国民が司法に参加することについてどう考えているかという、非常に一般的なところでしか調査ができないのではないかなと思っております。

調査の手法については、まだ具体的には決まっています。一応、どういう形でそのアンケートを実施するか具体的な策の決定は、恐らく今月末まではかかるのではないかと思います。今日フライングできませんので、お答えを控えさせていただきます。

大杉委員 文部科学省の大杉です。

市民教育というところにちょっと関心があります。ここで市民のニーズに合った法教育、その方法というものについて、実態を把握した上で立てられると思うんですけども、仮説的にどのような市民教育、特に経験、年齢、知識が異なるという、学校教育でも発達段階に応じたプログラムの用意というのは大切なんですけれども、市民教育といったときも、やはり経験、年齢、知識の違いというものは非常に大きいものがあると思いますので、その点について、ぜひ、仮説的なもので結構ですので、その上で、適切かつ実のあるものをおっしゃっているんですけども、いかがでしょう。

山城教授 答えるのが難しい質問だと思います。

ただし、本学が経験しているのは、中学生に対して模擬裁判を毎年実施しています。近くで名前は緑ヶ丘中学校といいましたけれども、毎年9月に希望者が20~30人来まして、

実際に模擬裁判を実演します。一番喜ぶのは、法服を着せたときです。その程度から始めるのがいいのかなと思っています。

これが中学生段階での模擬裁判を通じた法教育の中身では、裁判官の席はこれくらい高いよとか、こっちが弁護士、こっちが検察官だよという法廷の構造を説明することであって、もう1つ実際の台本を用意して話をして、実際やっごらんないと言ったときに、あまりまだ食いつきがよくありません。2年続けてやっていますが、今のところは、あまり実感として手ごたえは感じていません。終わった後のカレーライスの方に、きゃっきゃ叫んでいる感があります。

もう1つは、高校生です。高校生はかなり実施しています。高校生のときは、実は大学生よりもはるかにすごい才能を示すことがありまして、奄美の黒ウサギ訴訟なんかを実際テーマにして与えて、これを自分なりにやっごらんないと言ったときに、半年間くらい総合学習の時間に課題学習でやっていきますが、それをやっていくと、なかなか見事な模擬裁判になっていく場合もあります。

今年は9月に高校生で特定の高校ではなくて、オープン型の模擬裁判を私がやりました。また、裁判員制度を念頭に置いた模擬裁判を、今年9月にやはり高校生を対象にしてやりましたけれども、高校生ぐらいになると、司法研修所の教材で使っている裁判員制度の強盗致傷事件資料の漢字が読めるんですね。中学生では無理ですからね。

漢字が読めるということは、筋がわかるわけです。なぜ弁護士が、ハンドバッグを押したときにこれを押さえてその結果転んだ。それがポイントになるかどうかということなんですということになって、そういうことをめぐって、実際に自分たちで、それをよく観客の人にわかるように法廷の場で演技しようではないかというふうに、これはオープン型で、いろいろな高校の生徒が集まって8月から練習をして、本学で実施したものですから、ある程度わかるとしています。

だから、高校生に対する法教育は、ある程度難しくてもできるなというふうに思っています。参加してくる高校生というのは、意欲的であることは確かで、法学に対して興味と関心を持っていることは間違いありませんから、そういう興味と関心を持っている高校生に対しては、ある程度本物の教材を与えた方が食いつきがいいというふうに感じています。

問題は、一般市民にはどうかということなのですが、千差万別の一般市民参加の模擬裁判を試みた経験がありませんので、これは課題になります。質問に答えたことになりませんが、これまでの実感として、中学生、高校生に対しては、ある程度経験上、ここまではやれるとか、これ以上やった方が、彼らの方が食いつきがいいというのはあります。高校生に対する模擬裁判は、やはりもう10年以上続けていまして、その中から実際に法学部に進んで司法試験に受かった者もいますし、あるいは法科大学院に進んだ者もいますし、桐蔭横浜大学が行っている高校生対象の模擬裁判も、実りを上げているのではないかと感じています。

鈴木委員 日弁連の鈴木です。

模擬裁判は、弁護士会も非常に多くやっごらなして、中・高生、非常に食いつきがいいところがあるだろうと思います。

しかしながら、もう一方で、法教育はそれだけに恐らく収まらないだろうということも感じています。ですから先生方の方で、法教育、市民向けであっても学生向けであってもよろ

しいんですけれども、法教育ということで考えられているものは、どういうものを少しお聞かせいただきたいと思います。

それからもう1点、裁判員について、こういう取組を地域でやっていただくのは非常によろしいことだと思っていて、先ほどありましたように、横浜の弁護士会については、後ろの席にも横浜の弁護士会の者がいると思いますので、後で連絡を取っていただければよろしいんですが、ぜひその方向を進めていただければと思います。

ただ一方で、裁判員になるために法教育が必要だとは、私は考えていません。そんなことだったら、恐らく裁判員制度はできないだろうと思っています。ですから、あまりその方面でというより、ただ実際に裁判について知っていらっやらない方も多いし、裁判員制度自体も理解が少ないという部分があるので、その辺の啓発、推進は非常に必要だと思いますけれども、その部分では、私自身も法教育を推進したいと思っていますので、非常に今アンビバレントな関係だなというふうに思っているところなんですが、その辺についても、先生は、逆に裁判員になるためにはこういったものが市民の中に必要だとお考えなのかどうか、その辺も少し御意見をいただければと思います。

山城教授 厳しい質問ですが、先生のおっしゃっている意味も十分わかっています。先ほど種明かしをしましたが、GP獲得のための戦略でありました。弁解で申し訳ございません。

ただ、実は法教育というものが、裁判員制度との関連は別にして、広がりがあるというふうに考えていまして、実は、今日、傍聴席に消費者保護の研究や相談員をやっている私の学生が1名います。彼女がテーマとして取り組んでいるのは、もちろん苦情処理の内容でした。ただ私は、それ修士論文にするのに、苦情処理のケースばかりを幾ら並べても、それでいいだろうけれどもというふうなことを考えているときに、彼女は、これからは法教育だという話をしました。法教育で修士論文になるかなというふうに、私は、はてなと思いました。

ところが、はてなと思っているうちに、あまりに彼女が熱心に勉強して、こうだこうだと言っているうちに、私も巻き込まれて、それはいいではないかと、やりなさいということで、まだできていませんが、目下書いている最中だと思います。

そんなときに、法教育をどういうふうに位置付ければ理論化できるかなと思ったときに、実は、小島武司先生が私の指導教授でありまして、小島先生が「正義へのアクセス」という理論を提唱されていまして、紛争処理機構というのは、判決、裁判というものを真ん中に置いてというか、そこでいわゆる法基準を作っていくって、調停、和解、苦情処理というふうに波及的な効果を持っていくと。

逆に、調停、和解、苦情処理の中で出てきた問題をくみ上げていって、裁判、判決の基準に、新たになっていくという、相互交流とダイナミクスがあって初めて、社会における正義の総量が増えていくんだという、格好いい理論があるんですが、そのときにふと思ったのは、小島理論に付け加えることができるのは法教育だなと。

そうか、苦情処理の向こう側に法教育を置いて、法教育というものを、一般市民のすべての共通の法教育を置いて、その上にいわゆる裁判、苦情処理、調停、和解、仲裁という、それぞれの紛争処理方式を置いていけば、これでぴったりと理論化できるなど。うん、できた。それは山城説だということを明記するようにというふうに言っているわけです。

法教育というのをどのように捉えるかといった場合に、今のところ私が考えているのは、紛争処理のすべての人間が、法教育を土台にして苦情処理に行くと、問題、相談に行くと。

単にクーリングオフの仕方を知っていると、クーリングオフの見本を見て書き写すことができればいいんだというのではなくて、法というものの基本的な意義ですか、私的自治の原則という、そういうところからやはり勉強した人間が市民であって初めて、苦情処理の問題もスムーズに動いていくのではないかと。

苦情処理機関というものがあ程度正常に機能していくためには、まさに法教育というものが土台になればいけないのではないかとというふうに作っていけば、立派な修士論文になるのではないかなと、こういうふうに思っているわけです。

鈴木委員 楽しみにしております。

上原委員 東京都教育委員会の上原と申します。

行政というところは縦割り、横割りでありまして、本当に中学は中学、高校は高校、社会人は生涯学習と全く分かれておりますので、中学生から社会人までという、すばらしいプログラムだなと感心するわけでありますが、先ほどの御質問、お答えの中にも関わってくるんですけども、では、中学校段階で一体どのような模擬裁判がまさに適切なのか。高校だったら、先ほど大変熱中しているとの話がありました。受け手の側の問題という話もありましたけれども、そこら辺の議論というのは、大杉委員は口にされているかと思うのですが、正直言って行政の中ではないと思います。

そういう点では、それがどういう効果を持つかどうかは抜きにして、中・高、そして社会人までのプログラムを、今後を含めてお考えになろうと思いますので、ぜひそこら辺の、まさにジェネレーションに適したプログラムとはどんなものなのかということをお検討いただければありがたいなと思っております。

山城教授 ジェネレーションに適したという場合には、紛争をどのようにして教えるかということだと思えます。話のレベルは、教える相手を思いやるというか、そういうことを基本にしながら話をしていかないと、裁判の仕組みだけの話をして、食いつきが悪いと思えます。私は、今は裁判の仕組みだけを教えても、恐らく1時間だけ付き合うだけになるだろうなと思っております。

土井座長 ほか、いかがでしょうか。

羽間委員 千葉大学の羽間と申します。

資料の2ページ目の4に「取組内容の第二に、この取組を支える教員」という文言が入っていますが、この教員は、具体的にはどのような方々をイメージされているのか、お伺いいたします。

山城教授 法学部の全教員です。

羽間委員 法学部の教員ですか。

山城教授 はい。これは法学部単位の取組なので、全員参加を強制しています。実は、法学部には、英語もフランス語もドイツ語も保健体育の先生もいますが、これらの先生方に自分とは関係ないと言ってほしくないということで、全教員に模擬裁判を勉強してもらっています。

羽間委員 法学部の大学教員の方ですか。

山城教授 はい。

羽間委員 わかりました。ありがとうございます。

山城教授 まずここから出発しています。

土井座長 よろしいでしょうか。ほかいかがでしょう。

小林委員 先ほどから、中学生には模擬裁判は難しいのではないかと、いったお話がでていますが、正直言いますと、教育の現場にはいませんので、レベルがよくわかりません。この最高裁が作成した裁判ビデオのレベルというのは、中学なのか高校なのか、あるいはもっと上なのか、ぜひ先生も含めて御意見をいただければと思います。

実際の事件の、つまり法廷に裁判員として座ったとしてどう判断するかという、想定としては現在の裁判の процедуру想定しているんですけども、全くある意味では同じなので、こういう証人尋問等を見たときに、事件が理解できるのか、そしてある人が、ある放火をしたのかしないのか、したと考えるのか、やっぱりあの人はしていないのではないかと考えるのか、証明責任の問題はともかくとして、そういうことで、これでも難しいということになると、模擬裁判は、やっぱり結構大変だなという気はしますし、この程度であれば中学でも可能だということであれば、相当広い範囲で実施が可能かなと思います。

私が作成したビデオではなく、しかも最高裁の委員の方が席を外してしまいましたけれども、お話を聞いて興味を持ちましたので、他の委員の方も含めまして、ぜひこのビデオを見ていただいて、そういう学校教育にも使えるのかどうかということについて、御意見をいただければというふうに思います。

土井座長 よろしいでしょうか。

私の方から1点だけ質問をさせていただきます。先ほどちらっとおっしゃられたんですけども、例えばこの資料にもありますが、既にかんりの高校生を相手に模擬裁判実施されておられて、その際に、総合的学習の時間を使ってかなり準備をしてきていて、その上で、多分こういう場を設定されておやりになっているというようなお話にもあったんですが、その際、基本的にどういう形でお進めになっておられるんでしょう。

学校の先生方の方に対して、こういう準備をさせてくれというような形でおやりになっておられるのか、高校の方に直接法学部の先生方が行かれて、おやりになっておられるのか、その辺はどうされていらっしゃるのですか。

山城教授 いろいろなケースがありますが、ここに出ているのは特殊と言いますか、一般に高校生を全部預かって、大学の教員が指導しています。

我々学部の教員が高校に出向いて、大体2時間ぐらいで、2コマ分ぐらいで模擬裁判の話をしてくれということはありません。これは、例えば法学とは何かとか、経済学とは何かとか、そういう高校生向けに、大学で学ぶ内容を示してほしいというときには、桐蔭の方に依頼があり、法学部に依頼があるときは、模擬裁判の話をして、実際に法服を持って行って着せてあげて、写真を撮ると、こういうのが1つのパターンになっています。

桐蔭では、この資料にある場合は、ほとんどは毎週来て、1年間、ほぼやりまして、途中で実際の法廷を公開して皆さんに見ていただいて、最後はその事件についてまとめるという、何らかのまとめの作業も課しています。

それで今、高校が課題の単位ということで、認定をしているというふうに思っています。

土井座長 かなり力を入れてやるのですか。

山城教授 入れます。教員がかなり苦労しますね。高校生とは言うものの、昨今の高校生ですから、こちらの言うとおりに、いつも時間通りに集まってくれないし、遅刻はするし、黙って欠席はするし、それは苦労はしますが、大学の授業とはまた別に、高校生を相手に模擬裁判をやっていると、意外と大学の教員もリフレッシュができる面もあると思います。

鈴木委員 1年間というのは、その高校生は一般公募するんですか。それとも附属高校ですか。
山城教授 附属です。

土井座長 どうもありがとうございます。

今、模擬裁判について伺いましたが、模擬裁判を単発でやると本当にごっこになってしまうというところもあるのに対して、かなり前後合わせておやりになっておられるということで、その意味ではその中に法教育的なもの、もう少し一般的なものなどを含めてやりますと、かなり充実した法教育というプロジェクトなのかなと、興味深く伺わせていただきました。

山城先生、本日はどうもありがとうございました。

引き続きまして、新宿区立落合第二中学校での法教育の実践について、同校教諭の永野薫先生から、御報告をいただきます。

永野先生は、法教育研究会の委員として、教材を含め報告書のとりまとめに御尽力いただいたとともに、本協議会の教材改訂検討部会の構成員として御活躍いただいております。永野先生には第1回の協議会におきまして、落合第二中学校における法教育の年間カリキュラムの御報告をいただきましたが、今回は私法と消費者保護の教材を用いつつ、家庭科とのクロスカリキュラムを初めて実践されましたので、本日はその内容を中心に御報告をいただきたいと思います。

それでは永野先生、よろしく願いいたします。

永野教諭 落合第二中学校の永野です。よろしく願いします。

資料4の「3年技術家庭科・社会科合科授業実践報告」を御覧ください。

今まで、家庭科とは、教える内容で重なる部分はあったのですが、なかなか実際に家庭科の先生と物理的にやり取りをして実践するということがなかった中で、今年は家庭科と合科カリキュラムをするということを想定して、法教育研究会が作成した契約を題材とした私的自治に関する教材の3コマ目を意識して授業をし、4コマ目ということで、家庭科との授業をしました。

家庭科の、家庭生活と消費という分野の出だしの部分と、公民の、私的自治を教える消費者教育を使った最後の部分が重なるという形になっています。

まず、ねらいの部分で、重なり具合を確認したいと思います。資料4の1ページ目の(1) 学習内容のB(4)に、ア「販売方法の特徴や消費者保護について知り」がありますが、のねらいの1行目に、「販売方法の特徴や消費者保護に関する学習を通して」と書かれています。また、(2) 社会科、公民的分野の 学習内容、2内容(2) 国民生活と経済、イ国民生活と福祉の1行目ですが、商品の購入について、を題材にして、公民では「対等な個人が自由な意思に基づきながら行う契約」という私的自治の観点から捉えて、「市民社会における自由と責任を考えさせる」ということになっています。

それをもう1度、家庭科の(1) のねらいの2行目になりますが、適切な選択ができるということを具体的にできるようにするということにつなげるというプランにしてあります。

それぞれ独立してやってもいいのに、なぜ合科にするのか、合科にすることによるねらいは何かというところが、2の「合科授業としてのねらい」というところに書いてあります。消費者保護についての知識理解というのは、公民的分野の法的視点で勉強するのですが、その後、「家庭分野」において、後払いとか先払いとか、店舗販売、無店舗販売というように、

非常に細かい学習をします。そのような具体的な取扱を学習することによって、先ほど出ました防犯的なクーリングオフの書き方や、どのようにしてプリペイドカードを使うかというところだけではなく、適切に選択する主体的な態度を養うことで、よりよい市民社会の一員となっていくのだという、もう少し法的な、法教育的な視点に広げていくというのが、この合科授業としてのねらいになります。

適切な選択を通して社会に参加していくということが非常に重要な視点になるのに、資料3の34/41ページの「はじめての法教育」に出ているサンプルの案では、カードEで終わってしまっています。消費者契約法の特殊な事例で、カードEというのは物を扱っているのですが、そこにカードFとして、「サービスを扱う」事例を入れています。

さらに進めて、34/41ページのちょうど真ん中の指導案のせりふのところですが、この家庭科の授業を意識して、「しかし私たち自身も消費者として保護されるばかりではなく、ネット上での音楽ファイルのやりとりなど著作権や環境について考えた商品を選択していく責任も出てきました。このことから、2004年に保護の文字をとって消費者基本法になりました。」という説明をしています。

37/41ページの右下の、実際の生徒のプリントを見ていただくとよくわかります。授業で何を一番最初に教えているかということ、この部分になります。特定の取引についての決まりは消費者契約法で、「幾つかイレギュラーな場合はこのように守られているよね、具体的には、国や地方公共団体が支援するから、国民生活センターや消費生活センターがあるよね」ということで、今までの授業ですと、消費者保護基本法で守られているところばかりで授業が終わるのですが、先ほどの授業内でのせりふのように、我々自身もまた、例えばネット上などで、消費者というよりは、物を売る側に立つことも、一般レベルで非常に多くなってきたねということから、消費者基本法へというような授業をしています。

しかし、中学生を相手に授業をしていますので、義務教育期間中の未成年者が、特にそのような契約に絡んだ場合、実は保護されているんですよ、それはいつから決まっているかということ、何と明治時代の出だしから決まっているんですよ、だから法というのは、あるところでぶつぶつと切れて、そのときそのとき必要に応じて付け加えられることもありますが、基本の部分は出だしから変わらないよね、というような授業をした後に、この家庭科の授業に入っています。

そのように保護法から基本法へというところの基本概念は、体験的にわかるというよりは、公民の授業で、知識としてまず理解させることになります。

その次の資料4の2/14ページの、実際の学習指導計画のところを見ていただきたいのですが、ここでのポイントは、導入の一番最初の太字の部分に書いてある、「よりよい社会をつくっていく消費者として、消費生活をすぐ送るにはどのようなことを考えおいたらよいらるか」ということです。最終的に求める理解の観点はどこかと申しますと、4/14ページの3段目くらいの、「私たちはもの・サービス、販売方法、支払い方法を私が選択することで、市場に影響を与える」です。「どのような選択をすると、私たちのくらす社会がよりよいものになっていくだろうか」ということを、この授業では、3つのやり方を選択してロールプレイをするように作ってあります。

まとめの最後の方の「6著作権」と書いてある少し上のところですが、「よりよい社会を望むわたしたちの暮らしの中で、よき市民である消費者はどのような選択をするべきだろう

か。」というときに、それまでの家庭的な視点である、必要性、品質、価格、環境とかアフターサービスという視点や値段だけではなく、著作権や知的財産権を尊重する、公正な判断ができるという視点を入れていく方向性をもって、授業化しました。

著作権の下のところに、「私たちの選択によって市場や社会が動く。」のだから、「消費者としての選択がよりよい市民社会の発展に貢献しているのです。」ということ、こちらの方から注入するような形で終わらせています。

最後に、生徒のワークシートは、9 / 14 ページからになりますが、これからどのように主体的に選びとっていきたいと思うか、自分だったらこれからはどうするかということを書かせますと、例えば11 / 14 ページの右上の生徒の記述ですが、「自分の事だけではなく、環境や回りの人たちの事を考えて買い物をしていきたい。ダウンロードするのでも著作権のことなどを考えてなるべく裏サイトに入らないようにしていきたい。」とか、タダだからいいんだと思っけてはいけないんだ、というようなことを、ほとんどの生徒やはりちゃんと書いているようになりました。

このプリントは、ざっと150枚くらいあるのですが、大体最後に先生が強調したところを書いている子が多く、著作権とか知的財産権などにも配慮しなくてはならないんだな、自分ばかりではなく、公正な判断というのは必要なんだな、そうしないと市民社会というのは、最終的には自分が生き易い社会ではないんだなというようなところまでちゃんと書いている子もいました。

中身に入りたいと思います。教材としては、この指導計画の2ページ目になるのですが、店舗販売と無店舗販売とがあり、無店舗販売の場合には、インターネットと通販とがあります。何を購入するかといったときに、生徒にどんなものを買ったことがありますかというリサーチをしました。携帯電話を店頭で購入していたり、CDとかDVDはなるべく安く手に入れたいので、普通の真っ当な会社でも、正規の価格より何パーセントか引いていたりするというのがあるので、インターネットで買うという結果がでました。また、通販で本当にそんなに洋服を買うのかと聞きましたら、中学生ではないけれども、小学生のころは、親が通販で洋服をいっぱい買っていて、自分はそれを着させられていましたという回答が多数ありましたので、その3つを題材にしてあります。

4人で1グループになって、2人が売る、2人が買うという立場にして、これは、クラスの実態に応じて3つのうち好きな物を選ばせてもいいのですが、今回は先生の方で普通に列ごとに機械的に分けてしまいました。あなたは携帯電話を店頭で購入するグループね、こちら側の方は買う側ね、こちらの方が売る側ねというふうに、先生の方で指定してあります。

ただし、買うときに確認すべきことと、聞いておくべきことを相談してワークシートに書いてもらいなさい、自分が売る側になったときには、こういうことを確認しておいたり、聞いておいたり、気を付けておかななくてはならないと思うことを、まずそれぞれワークシートに書いてもらいなさいという指示をしました。

時間差が生じますので、でき上がって、なかなか良く書けているなという生徒に、黒板に出てきて書かせて、その後、書いた内容に従って、ロールプレイをさせました。私的自治の授業で、売買契約書を書いています、そのときに売買契約条件をきちんと書いておかないと痛い目に遭うということを学習していますので、このワークシートには、非常にきちんと書いている子が多かったです。

さらに、実際にロールプレイをさせたときに、教員が考えている以上のことを、子供たちは考えていました。例えば買うグループが売るグループに、気を付けたいことや確認したいことにはどんなことがありますか、という問いかけに対し、私たちが与えた個人情報、その後どうするつもりかをちゃんと聞いてから購入したいというような内容を応えていました。なかなかしっかりしているなというか、我々よりももっと、生徒の方が進んだ生活をしているなという感想を持ちました。

このように、お互いにとって、その後想定されるトラブルがないように、どんなことまで確認しておいた方がいいだろうかとすることを、ロールプレイを通じて最終的な確認をし、その後に、家庭科の先生の方から、家庭科としては、例えば必要性や品質や価格やアフターサービスや環境ということがとても大事だねということを授業して、その後、でも同じ商品だったら、少しでも環境に配慮した商品を買うといった事例の後に、では、環境にも優しく、CDというこの円盤を買わなくて済むので、MP3という、非常に音質が良く、しかもそれがタダだったら、ダウンロードしていいのだろうかという質問を、公民担当として質問し、最後に、公民と家庭科の授業を受けて自分だったらどうするかを書きなさいという内容になっています。

家庭科分野では1年生で食物、2年生で環境について学習していますので、生徒はリユースとかリデュースとかというところは、すぐに理解しました。ただし、物やサービスの適切な選択だけではなくて、適正な選択をするというところの視点が、公民的な授業と合科になった部分で、意識されているというのがあります。

やはり、悪質商法に対して防犯意識を高める1つずつのケーススタディで終わってしまうのではなくて、消費者として、消費するものを選択するというときの、選択の行動を通して市民社会に寄与していくのであるというところが、非常に具体的にわかってもらえた感じはありました。

この後、家庭科の先生が、例年通りのカリキュラムで、前払いとか後払いとかというような、どちらかという防犯的なものに授業をやるのですが、生徒の理解の深まり方とか、話していったときの入り方がやはり全然違っておっしゃっていました。

以上です。

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは、この点につきまして、質疑応答、意見交換に入りたいと思います。どなたからでも結構ですので、御発言お願いいたします。

高橋委員 合科授業は、消費者の視点が入ったことによって、よりリアル感がある授業展開になったのではないかと思います。授業は実際には見ていないんですが、この合科授業というのは、一般的には可能なものなのでしょうか。

永野教諭 実は、家庭科の先生が専科で学校にいるかということについては、東京都教育庁の指導主事でいらっしゃる上原委員がお詳しいと思うのですが、なかなか配置されるのが厳しい部分があって、時間数とか学校規模の関係で先生の数が決まってしまうんです。そうすると、やはり国語や英語や数学の先生がいない学校はないわけですが、家庭科か技術科はどちらかだとかというふうになりがちで、時間講師の先生で対応することがあります。

ただ、時間講師の先生でも、お声をかけて、例えば公民を担当する先生の方で全部授業を組んで、ここだけ一緒にやっていただけませんかというふうにすると、できるのではないか

なと思います。

土井座長 ほか、いかがでしょうか。

江口委員 永野先生の授業論は授業論として、最近、金融教育と経済教育の人たちが捕捉説明にいらっしゃって、法教育は似てますよねと言うのです。私は、皮肉でいいえ違いますよと言いました。何が違うかというのは、これは私の授業論なのですが、ここで交換される財の選択を、マネーとかを通して適切に判断するというのは、これは果たして法教育なのだろうか。むしろそれを使ったり、あるいは作ったりする人まで配慮しながら議論していく。

要するに、先ほど経済的自由とか、私的自治だけを取り出したけれども、実は精神的自由や身体的な自由やもっと大切な自由の議論を、一緒に議論するのが法教育ではないのか、そうすると、ここまでどんどん迫って行って、スポンと市民社会に落とすというのは、ある意味では、ちょっと待ってくださいと言いたいときもあります。

これは1つの授業論ですから、それはそれでいいと思うのですが、でも、違う角度からだっってこの財の交換関係における問題は議論できるのではないのかと感じました。

土井座長 ほか、いかがでしょうか。

これは、法教育をどのような科目と連携をしながら、あるいはどのように連携を取りながら展開していくことが可能なのかと、以前から議論してきた点なのですが、この点につきまして、大杉委員、何かございましょうか。

大杉委員 合科といえば1時間に2人の先生が入ると思われがちなのですが、例えば5時間目に社会科があって、6時間目に家庭科があるといったときに、2時間連続で2人が入るというのは、カリキュラム上といいますか、公民をして家庭科をするということで考えられ得るものではないかとは思いますが、それは元々、今日、永野先生がされた授業は、家庭科の消費者教育のところ、実は現行の指導要領を作る際に、各教科で重複している部分について少し絞り込んでやったらどうかという議論もあって、実際の作業として、家庭科と公民という分野で消費者の問題について少し重複している部分があります。

それで、指導要領を見たらお気付きのように、公民的分野では消費者保護行政を中心に、家庭科は賢い消費者の育成ということで、消費者自身の問題として考えるということに重点を置いてやっていますから、実はこうした共同の授業というのは、あの当時、相互補完的に内容を設定したんですよという話にしていましたから、このような、合科というよりは、カリキュラムで共同的な指導というのは、非常に有効な、あるいは効率的な指導法であり得るのだと思うのです。

このときに、先ほど江口委員が授業論とおっしゃいましたけれども、恐らく、いろいろなパターンがあるのだと思うのです。今回は、消費者保護基本法から消費者基本法に変わり、消費者の自立に対して支援をするという法の精神に変わってきました。ますますこの私的自治の原則の中で、市場の中で、私的自治の原則に基づいて、まず市場が考えられます。そこに登場する対等な個人が出てきて、消費者が、生産者が、販売者が出てきて、契約を結んで、そのときに不当な契約であったらどうするかという問題が出てきて、消費者問題として考えられるのですが、家庭科からのアプローチと、それに対して公民的なアプローチというのが、ここでうまく合体できれば、非常に効果的な、合科というよりは共同的な指導と言えると思います。

家庭科は、内容の指導の順序性を問うていませんから、ある意味、この内容は社会科のこ

こと少し一緒にさせてもらえないかという、学校内におけるカリキュラムのマネジメントをちゃんとしていただけると、非常に可能性の高い内容になるんだろうと思います。

先ほどありましたように、非常勤講師の方がいらっしゃる場合は、少し社会科の方で校内の時間割編成を変えるとか、いろいろな運用上のものについては、学校でいろいろ工夫していただければ、非常に効果的な指導ができるのではないかなと思います。

鈴木委員 この前も永野先生とちょっと立ち話をして、そういう連携が、逆にあってもおもしろいかなと、家庭科の方から入ってきてこっちで受けて、それでさらにいったら、ひょっとしたら民事訴訟の手続ぐらいまでちょっとって、その権利を実現するにはどうしたらいいかぐらいまで話していくとおもしろいかなというようなことをお話ししたのですが、そういう意味で見ると、非常におもしろいものになってきているかなと思います。

ただ1点、これは昔から言っていることですが、私法の分野は消費者だけではないので、先ほど江口委員がおっしゃったのに合うかどうかわかりませんが、例えば会社と会社、会社と個人というのも私法の世界でありますし、会社の商法関係も私法の世界です。私法の分野が、特に消費者で教材ができてしまっているだけに、何かその部分が、あまりうまくメッセージが伝わっていないのではないかなと思いました。

もっと幅広い、私的自治というのもこんな世界だけではないということも、もっと出しているのかなと。契約のない不法行為の世界とかもありますし。ですから、その辺は教材改訂の中で、何らかの工夫がされるとよろしいのかなとは思っていますので、少し考慮していただければと思います。

土井座長 ありがとうございます。

家庭科というものと共同的に授業をしていただくということから考えますと、今回のような永野先生が作っていただいた授業というのは、非常におもしろい点でありますし、報告でも強調されておられますように、消費者としての選択が、自分自身の利益の確保というだけではなくて、それ自体が市民社会の発展に貢献していく側面があるのだという理解は、これはマーケットそのものをどう理解するかという意味においても重要な指摘を含んでいるところでございますので、こういう形でお進めいただくというのは、非常にいいのではないかと個人的には思います。

ただ、江口委員や鈴木委員からも御指摘があった点ですが、これは、恐らく家庭、社会、国家というふうに考えた上で、両委員の御指摘というのは、家庭と社会の関係というのも重要だけれども、社会と国家の関係の側面、企業だとかより大きな規模の存在をどう捉えるかとか、あるいは非常に経済の方に特化したものではなくて、精神的自由、人身の自由といったようなものと国家間の関係等についても、重要な争点であろうと思います。

ただ、今回御報告いただいた、御検討いただいた点は、特に社会と家族の関係というものをどのような形で切り込めば、1つの例ができ上がるかということ、これはこれで非常に有益なものだろうと思います。ただ、両委員の御指摘のように、法教育というのはもう少し視野の広いものですから、いろいろな領域での教材、4つの領域という形で研究会の報告書はでき上がっておりますが、他の領域についてもいろいろな充実した教材検討というのを行っていく必要があるのではないかと考えております。

永野先生、どうもありがとうございました。

続きまして、中央区立銀座中学校教諭の仲村秀樹先生の方から、先日大阪府高槻市立阿武

野中学校で実践されたルールづくりの授業について、御報告をいただきます。

仲村先生も、法教育研究会の教材作成部会において、ルールづくり教材の責任者として、教材のとりまとめに御尽力いただきました。本協議会の教材改訂検討部会の構成員としても、御活躍いただいております。

今回御報告いただきます阿武野中学校の授業においては、先生方が生徒役となってルールづくりの授業が行われたと伺っております。

それでは仲村先生、よろしくお願いたします。

仲村教諭 よろしくお願いたします。

レジュメに沿って説明したいと思います。

高槻市立阿武野中学校は、今年度、文部科学省の指定を受け、このルールづくり等の教材の実際の運用について先生方全員で取り組んでいるので、ぜひルールづくりについて、先生方を生徒として、私が先生役をやって、どのような授業なのかというようなのをやってくれということで、また、その後、法教育のこと等について大まかに説明してくれということで、行ってまいりました。

1つの取組としてはよろしいかなと言いますか、なかなか実感として捉え辛く、委員の皆様のお手元にございます、法教育研究会報告書（冊子名「はじめての法教育」）に書いてある教材を文字で見たとときに、実際にどのようにやるのか、なかなか描けない。その意味で先生方が生徒になってもらい、知っている者が授業をやることによって、より具体的なイメージを抱けるのではないかという点では、効果があったのではないかと考えています。

今回、レジュメの1(2)の研修会の内容につきまして、(1)、(2)併せていろいろと説明したいと思います。それでは、研修会の内容と、それから実際の先生方を対象にやった授業の流れというような形で報告したいと思います。

まず、資料の6ページをお開きいただきたいのですが、大杉委員が考えました、このルールが生まれる必然性という4つの教材の構成を説明して、まずはルールづくりからというようなことを説明し、そのために、本日は「ごみ収集に関するルールをつくろう」という授業を行いますと説明をした上で、実際に授業を行いました。

それで、ルールづくりの内容は、「はじめての法教育」の43、44ページ、私の資料ですと、1、2ページに関わる第1時「ごみ収集に関するルールをつくろう」、第2時「ごみ収集に関する町内会規約を制定しよう」、第3時「ごみ収集に関する町内会規約を評価しよう」について、本来なら3時間かけてやるところを、先生方を対象に1時間ですべてやってしまいました。

ですから、ここは端折ります、ここは考える時間です、ここはやってくださいなどと説明しながらやりました。実際には、詳しくは資料の3、4、5ページにわたりまして、阿武野中学校の松本先生が、この授業や研修会の様子をまとめてくださいましたので、こちらを詳しく見ていただければと思います。そのような形で、3時間を1時間に圧縮して、どのような点に留意すれば、授業がよりやり易くなるのかなというようなことを話しながら授業を進め、そして、授業後に研修会をやるといった形で行いました。

実際には、資料の3ページにあるような形で授業を進めたのですが、実感として捉えさせ得るために、資料の18ページを見てもらい、これは実際に私が授業をやったときに子供たちに書かせたものですが、このような1週間ごみ出し感想レポートというようなことをやる

と、より効果的かもしれませんというようなことを話し、今日の授業では先生方にはごみ出ししてもらっていませんがということ話をした上で、授業に入りました。

こう言うのは大阪の方には失礼かもしれませんが、大変乗りやすく、先生方にもよく乗っていただきまして、役になり切っていただきました。不動産屋さんになってもらったり、新しく引っ越してきた方になってもらったりして、それぞれなり切って役割分担をよくしていただいて、ルールをそれなりにつくっていただいて、それについて、どうなんでしょうというようなことで、授業はこう流れますということで3時間をまとめてきました。

資料の5ページの最後の方を見ていただきますと、研修会終了後に先生方から、町内会役員が非常に難しい役割なのではないか、どの班を役員会にするか、事前に決めておいていいかなどといった質問を受けたことがわかります。

実際には、子供たちが6つの班に分かれるのですが、実際には、ジャンケンとか何かで決めてしまうわけなんです。そのときに、町内会役員の役割が、我々大人が考えると難しいがどうしたらよいかといった質問に対しては、子供たちはあまりそのようなことを考えず、僕たちは何か役員でもやるんだなんていうような感じで、結構できますよと答えました。

ところが實際上、教師が授業をやろうとすると、それは大丈夫かというような感じの、一種の阻害ファクターが順番にいろいろ出てくるわけですね。ですから、ここに書き込んでいない部分が、具体的に授業をやるときの問題点になっているんだなというようなことが、先生方の質問からわかります。

それから単純な質問なんですけれども、2番目の質問は、「班でやった場合に、切り替えができないときがあるが、どうしたらいいの。」簡単に言いますと、ロールプレイングをしていると言いますか、役割をずっと演技している子供の場合には、急に役割を替えて自分の意見を書けないのではないかと、言えないのではないかと、そのようなときにはどうするのだろう、というようなことが、やはり、実際に授業をやる立場とすると、子供にいかに捉えさせるかという点で、このように具体的な質問が出るわけです。

そのようなことを、1つずつクリアしていくことによって、より多くの先生方に、教材としての法教育を中学校の社会科で広めることになるのかなというふうに思っております。

この場合は、座席を班にした状態から前に向けて、座席の方向を変えることによってロールプレイングから自分のものになったようにするという方法もありますよとか、実際に授業では、このような三角柱を置いておいたわけなんですけれども、それを外すことによって役割を終えるというようなことを、子供に表示ができるのではないですかといった回答をしましたが、なかなか実際に、ただこれを見ただけで授業をやろうという場合にはいろいろあるなということがわかり、それが私としては収穫で、それを少しでも先生方に伝えることができたということでは、役に立ったのかなと思っております。

それらを踏まえまして、レジュメの2「法教育を推進するにあたって」ということになるのですが、ただし、その前にレジュメの(2)「研修会報告内容」の「質疑・応答」についてですが、阿武野中学校では、先ほど永野先生から報告がありました「私法と消費者保護」の授業を実際にされているのは、家庭科の先生で、「司法」の授業を国語の先生がされるといった、阿武野中学校では、全校を挙げて取り組むような形を用意されていました。

資料の14, 15ページをお開きください。

本校にも、阿武野中学校の先生2名が見えましたが、様々なところに行かれて、いろいろ

なところにアクセスをされているのがわかります。私たちがこの教材を作ったときには、中学校3年生の公民的分野での位置付けということを考えましたが、この阿武野中学校では、せっかく文部科学省の指定を受けた研究指定校になったので、全校のすべての教員で、そういう意味でも取り組まれています。だから逆に、先生方全員に授業をとというようなことを言われたんだろうと思います。

例えば、資料の15ページにまいりますが、阿武野中学校では、来月10日の午前中、全校生徒が一斉に、1年生がルールづくりの授業、2年生もルールづくりの授業、ただし1年生はマンションの事例を、2年生はごみ収集に関する事例を、3年生が模擬裁判の公開授業をやり、こちらには実際に法曹関係者に来てもらうといったことを取り組んでいます。

全校の先生方で、全校の生徒で取り組むというようなことも、これも今後の法教育推進協議会において、どういうやり方があるのかということも考えていく参考ケースになるのかなと思いました。具体的には、多分来年の3月辺りに、文部科学省に阿武野中学校から報告書が上がるのだと思うのですが、そのときは、大杉委員の方から、具体的な報告があるかもしれません、このような取組をどんどんしていくことが大事なのかなと感じました。

もちろん、いろいろな問題が無くはなく、第1が社会科の公民的分野にこだわった点で、それはやはり、社会科の公民に位置付けたことによって身に付けるべき知識内容があるでしょう。ですから、これが1年生の社会科のどこに位置付くのだろう、2年生ではどうなんだろう、御存じのように、中学校の1、2年生は地理的分野と歴史的分野を学習しますので、そうすると社会科からは出てしまってくるのではないかな。

そうすると、レジユメに戻っていただきまして、2「法教育を推進するにあたって」の(1)の ですが、公民的分野以外との取組の、先ほど永野先生が家庭科との合科というようなことを発表されましたが、恐らく、阿武野中学校の場合は1、2年生は特活に位置付けているのではないのでしょうか。特活の場合ですと、今度はねらいが変わってきます。社会科の場合は内容がなければ社会科になりませんが、特活の場合には活動によって身に付けることができれば、特活としては成立しますので、その場合には、またねらいを社会科とどのように関連を図るかとか、それから特活としてどのようなねらいを明確にするかというような問題点が出てまいります。

それから として、総合的な学習の時間との連携についてです。先ほど山城先生の方から、高校の総合的な学習の時間との連携のような形で、高校生を大学にというようなことがありましたが、実際に例えば中学生と考えた場合に、中学校の社会科の学習と、それから総合的な学習の時間との関連を図りながら連携を図る等々のことを、阿武野中学校の場合には、やはりこの特活の授業や、それから総合的な学習の時間を使わないと、1、2年生、それから3年生でも、なかなかこれだけの授業時数を生み出すことが難しいのではないかなと思うのです。

ですから、その辺を十分考えていかないと、実際には難しいのかなとは思いますが、こちらには、あくまでも中学校3年生の公民的分野についての法教育の教材作成の4つの事例を紹介していますので、今後、もしこれを新たに作ると言いますか、新たな教材をといった場合には、このような可能性も十分考えていく必要があるのかもしれない。

ただし、その場合には、私は専門家ではありませんので、特活とか総合的な学習の時間に造詣の深い方がこのメンバーに加わりまして、社会科教員の方と一緒に連携していくという

ことも必要なのかもしれませんが。

それから(2)としまして、留意点の重要性和書きましたが、ルール評価の視点の不可欠さというようなことを書きましたけれども、何をかと言いますと、先日、法教育推進協議会の第2回会議におきまして、静岡大学附属島田中学校などから実践報告がありました。その中で、今日、委員の皆様はお持ちではないと思いますが、そのときの資料6の中に、同じように3時間かけてルールづくりというような教材作成の報告がございました。

その中で、第1時、法をつくる、第2時、法を使う、第3時、法を考えるというような実践があったのですが、ところが、私たちが一番最初にこのルールづくりを目指したところでは、今日のところで申しますと、資料の7、8ページを、特にまず8ページをお開きいただきたいと思います。

これは、「はじめての法教育」の41ページになりますが、
、
、
は、学習指導要領から引きました。学習指導要領の解説の方からは
、
、
を引きて、
、
、
の方を、このルールづくりのねらいにしました。

ちょっと読ませていただきますと、「ルールは個人と社会との関係でつくられるものであり、必要が生じた場合に個人間で合意し、つくるべきものである」。ルールはつくることができるんだということを押さえる。それから、「自分たちでつくったルールであり、守る責任が生ずる」。ルールは守るべきものである。そして、「個人と社会との関係の中で不必要になったルールは変更又は廃止する必要がある」。ルールは変えることができる。ルールをつくることができ、みんなでつくったから守り、そして場合によっては変えることができる。この3つの点を押さえなかったら、ルールづくりの授業にならないのではないか。

本日も日弁連の弁護士がいらっしゃいますが、日弁連の法教育セミナーの場でも、実際に小学校でやった事例でしたが、なかなかこの点が捉えられないで、真ん中のルールは守るべきだということだけで捉えられてしまうと、どうも法教育のねらいがおかしなところへ行ってしまう可能性があるのではないかと考えまして、その原因は一体どこにあるのかなと考えたときに、レジユメの
のルール評価の視点というのが、大切な視点ではないかと考えます。

具体的に申しますと、資料の9ページをお開きいただきたいのですが、「ルール評価の項目」というのが真ん中の下の方にありますけれども、このルールづくりの教材を作成するに当たりまして、
の「ルールづくりにみんなが参加し、ルールをつくる過程に問題はありますか」というのを、自分たちがつくったルールについて、客観的に評価させるということをさせたわけです。これはもちろん、手続の公平性を問うているものです。

それから、
の「立場が変わってもその決定は受け入れられますか」ですが、これはもちろん、公正さ、平等性について問うているものです。
の「そのルールはいろいろな解釈ができませんか」は、明確性の問題です。
の「ごみ収集場所の問題を解決するという目的を実現するために適切な手段ですか」は、手段の相当性を問うているものです。

申しわけございませんが、本日お配りした資料の17ページをお開きください。これは実際、私がやりました去年の研修授業では、初めは8項目ありました。これは、法教育の理念と法律を制定するときに、どのような点に留意しなければいけないかという8項目を、そのまま子供たちにわかりやすい言葉に落としてみたときに、このような項目の文言を考えたものです。ところが、8項目あったのでは、とてもではないですが、私の授業でも十分検討し切れませんでした。法教育研究会報告書の方には、先ほどの資料の9ページのような4点に

絞り込みまして、そしてこちらにも書いたつもりであります。教師用の留意点のところに、そのところを解説してやっているつもりであります。

そこで、先ほどの、他の様々のところで作られているルールづくりの教材に関して、この視点が抜けているのではないかと思うのです。申しわけございませんが、もう1度資料の9ページをお開きいただきます。自分たちが合意してつくったルールにつきまして、9ページで1回評定をし、さらに、実はその後のところで、もう1回ルールづくりの、自分たちが、そして自分が考えたルールはどうだったのかというようなことを、繰り返しやります。

マンションの事例で申しますと資料の10、11ページですけれども、初めにルールについては、真ん中辺に、受け入れられる、受け入れられないというのがA、B、Cがございますが、このような形で、受け入れられるルールなのか、それとも受け入れられないのか、というのを問いながら、自分たちがマンションの問題を解決するためのルールをつくったときに、先ほどと同じように4つの視点を設置して、そのルールはどうなのかというようなことを評価させた実践を行います。

このようなルール評価の視点を明確に持つということが、先ほどの、ルールについて、ルールはつくることができる、ルールは守るべきである、ルールは変えることができるという本来のねらいに合った実践がつけられるのかなというふうに、今までこの1年間、私が見聞きました、そして私自身が実践したことから得た結論としては、こんなことではないかと考えております。

それから、レジュメの2(2)の、「授業用シートの活用の視点」についてですが、この辺についても、実は、永野先生の私法の方でつくられた考える視点シートを、私たちの方のルールづくりの方でも活用させていただきました。資料の12、13ページ辺りですが、「司会進行シート」や、「考える視点シート」をこのまま授業で使えて、そしてこの視点を明確に、特に例えば13ページの方では、先ほどの8項目をちょっと変えた形で、読ませていただきますと、例えば13ページの1、「その解決策で不利益を受けるのは誰か。」、2、「その解決策では、どのような不利益を受けるのか。」、3、「その解決策で利益を受けるのは誰か。」というような振り返りをさせました。

このことが、手前みそで申しわけございませんが、ルールづくりという、ルールというのは何なのかということに少しでも効果があったのではないかと思います。

資料の7ページをお開きください。これは「はじめての法教育」に載せました、私が授業実践したときに子供たちが書いた感想です。「ルールづくりに関する模擬授業では」という段落の2行目の「まず」の次ですが、「ルールは、やっぱり必要なものだと思います。みんなで守るものだからみんなで考える。一つひとつ解決していくことが、どれだけ大切なのかルールをつくったり考えたりする難しさを学びました。」とか、そこから1段落下の、「そして、ルールづくりの過程については」というところですが、そこでかぎ括弧の中ですけれども、「みんなで話し合わなければ、守るのはみんななのだから、意味のないルールになってしまうから、話し合いは絶対にしなくてははいけないと思います。」というような感想とか、それからその下の段落になりますが、下から3行目なんですけれども、「お互いそのルールを守って生きていくべきだ。」というかぎ括弧閉じの次ですが、「ルールには限界がある、公平にするのは難しい。」とか、自分たちが作り、そして守ろうとしたことを経験したことによって、こういうふうなことを少しでも子供たちが考えついたのだと思います。

ただし、静岡大学附属教育学部島田中学校の実践で言いますと、3時間用として私たちがつくったこのルールづくりは、ごみ処理問題で3時間もかけております。だから、時間をこんなにかけたのなら当たり前と言え、当たり前なのかもしれないですが、静岡大の方は、3時間で、法をつくる、法を使う、法を考えるとということで、別々の教材を作りました。

ですから、そここのところのよしあしがまだありますので、そういうことを踏まえまして、もう少しこの協議会で、ルールづくりの教材をつくるためには、こういう点は最低留意しなければいけないとか、そういうことを明確にする必要があるのかなと思います。

それがレジュメの最後の ですが、教師向け留意点の重要性ということなんですけれども、かなり絞り込んだ指導上の留意点を書いてありますが、その辺を明確にしたものが必要なのかもしれないというふうに思っております。

時間がないところ蛇足で申しわけありませんが、資料の16ページをお開きください。恥ずかしい話の報告ですが、後ろにいらっしゃいます筑波大学附属中学校の館先生らが作られた、憲法の学習のところで、私も今年実践したのですが、このような感じの、これは要するに、先生が質問することに対する解答は書いてあるわけなのですが、これに類したものを少し用意しながら、子供たちと一緒に授業をつくっていくようなことをしていけないといけません。

もちろん、ここに入っています、ここに書いてありますといった指導案は、主な教師の発問を実際に落とすところという形になり、その回答を書くところという形になるのかなと。これは、私自身が教師用のあんちょことして使いながら授業をやったときにつくったものなんですけれども、これの一部を書きながら、一部を除きながら、子供用のワークシートを作って授業を行っているのです。

恥ずかしいと申しましたのは、これを一緒に作ったメンバーの1人である私でさえも、実は憲法の授業を詳しくはわかってはおりませんので、実際に授業をやるとなると、非常に不都合があり、わかっていない部分がたくさんあります。ましてや、初めてこれを見て授業をやられる先生の場合には、非常に難しいなということを実感させていただきました。阿武野中学校へ行ってきた報告ということになりますが、以上です。

土井座長 どうもありがとうございました。

それではこの点について、質疑応答をしたいと思います、いかがでしょう。

上原委員 東京都教育庁の上原でございます。

まず、学校全体で法教育に取り組もうということ自体が、すごいことだなと感じたわけですが、確かにこのねらいは、生活指導でも道徳でも、様々な発展的なことが考えられるわけですが、そもそも本校は何の指定校だったのでしょうか。

大杉委員 現代的な課題として、法教育の教材開発、とりわけこの「はじめての法教育」で作られた教材を実施しながら、より充実したものとということで、5つの地域に分けて行っています。

「はじめての法教育」の場合は、まず最初に中学校社会科の領域でやろうということでありました。ただし、学校教育全体の中では、上原委員が言われたように、特別活動の中にも、あるいは道徳の中にも、ルールや法についての内容があります。そういったところを含めて、この大阪の研究委嘱をされた学校では取り組んでいるということだと思っております。そういうことで、この教材の充実ということをやっております。

土井座長 よろしいでしょうか。

江口委員 1点だけよろしいでしょうか。この前、私も文部科学省から少し予算を貰いながらやってみて、法を守るというのは、小学校でも大杉委員たちを巻き込みながら授業をやっているのですが、いずれにせよ、どのような法をつくるかどうかは別として、やはりつくる経験が必要だなというのは、個人的に思います。

どうつくるかというのは、非常に難しいのですが、ただ守るというだけを学ぶことは不可能だということはわかりました。私は、この4つの教材のうち、ルールづくりというのは、意外とキーポイントになってくるというのを直感しています。最近、小学校の授業をあちこち見にいきながら、やりながら、感じました。

土井座長 ありがとうございます。

ルールがおりてくると反抗したくなるのですが、ルールをつくる場を体験すると、これをつくったのは大変なことだったんだということが実感できるという辺りが、守ることとつくることというのは不可分だという御指摘だろうと思います。

あと、ルール評価の視点の不可欠さというのは、確かにそうだと思っております。法教育について、実体験をしていただくという部分と、やはり知識として、あるいは身に付けてもらわないといけないという部分とが両方ございますので、後者の部分を明確にしていくという意味においては、この御指摘は重要な点だろうと思います。

あと、法教育研究会報告書等を実際に先生方に理解してもらって、その趣旨を御理解いただいた上で、批判的に検討して実施していただくというためには、いろいろとコミュニケーションが必要なんだということもわかりました。

羽間委員の方で、教員に対して広める方法ということも御検討いただいていると思いますが、その点も重要な点だということだろうと思います。

本日、協議会終了後に、教材改訂検討部会の開催が予定されておりますので、部会におきましてもただ今の委員の御発言等を踏まえて、御検討いただきたいと思っております。

最後に刑事局裁判員制度啓発推進室の大山局付から、最近の法務、検察における裁判員制度周知のための取組について、御紹介をいただきます。

それでは、よろしく申し上げます。

大山局付 資料6を御覧ください。「検事総長と語ろう会」という題の付いた資料でございますけれども、今日はこの場をお借りしまして、特に検察庁における検事総長みずからが行っている裁判員制度のPRの活動について御紹介させていただきます。

これまでに3回、検事総長が中学生を招きまして、あるいは中学校に出向きまして、主に裁判員制度について直接中学生に語りかけて、いろいろと意見を聞いて、お互いに話をするといった企画を行っております。

1回目は、お茶の水女子大学附属中学校の生徒を招いております。2回目と3回目は、今日御発表いただきました永野先生と落合第二中学校、それから仲村先生と銀座中学校でございますけれども、いろいろとお世話になりました。

2回目の落合第二中学校は、検事総長が出向きまして、生徒と一緒に給食を摂った後一緒に話をするといった企画でございます。3回目の銀座中学校は生徒さんたちに来てもらいまして話をするといった企画でした。

下に新聞記事の写しが付いてございますけれども、これは第1回目のお茶の水女子大学附

属中学校の生徒を招いたときのものです。こんな感じで、同じところにイスを並べて座りまして率直に話をすると、こういう企画でしたが、内容は新聞記事等御覧いただければと思いますけれども、非常に大きく報道されまして、裁判員制度ですとか、それから若い世代の啓発について非常に関心が高いなど、こういうことを実感した次第でございます。

以上です。

土井座長 どうもありがとうございました。

ただ今御報告いただきました点で、何か御質問等ございますでしょうか。

鈴木委員 1点よろしいでしょうか。質問ではなく、実は裁判員の教材作成について、非常に危惧しているところがありまして、その点について少しお話しさせていただければというふうに思っています。

別に、法務省がやっていることという意味ではなく、教育学会、日本社会科教育学会などいろいろなところを見ますと、裁判員の教育ということについて、先生方の関心が非常に高まっております。そんな中、私は、この協議会が教材作成を率先してリードしていくのではないかと期待していたのですが、今日に至るまでその方向性が見えてきていません。それについて、非常に危惧感を持っています。

例えば、本日、山城先生からもありましたが、模擬裁判が非常に格好のテーマであると思っています。しかしながら、そういったものの素材提供でありますとか、こういった教育的な配慮が必要なのかとか、あるいはそれは、逆に言えば法曹3者はそれぞれ立場が違うかもしれない。しかしながら、そこで何が不可欠と考えるのかというようなところの意見出しすら、今まで出てきていません。また、それを呼びかける部会自体が開催されていません。その辺について、この協議会としてどのような形で進めていच्छるつもりなのか、よく見えていないのが、弁護士会にいて非常に歯がゆく思っているところであります。

そんな中、時間が押しているのに大変申しわけございませんが、私見ですけれども、裁判員の教育として教材に盛り込んでほしいこととして、何点か考えております。

それは、この「はじめての法教育」の中の司法の分野とも重なる部分ではありますが、刑事裁判の特徴、仕組み、そもそも刑事責任とはどういうものなのか、罪刑法定主義とはどのようなものなのか、刑事裁判というのがどのような意味を持つのか、適正手続の原則というのがどのようなものなのか。そんな中、民事と違って刑事の中での被疑者、被告人の権利手続がどのようなものなのかというようなこと、さらに、無罪推定、疑わしきは罰せずというもの、これまでどのような意味付けの中で生まれてきているものなのか、沿革のものなのか。そして、裁判員に対して我々が今期待しているものはどのようなものなのかといったところを、国民主権の話や、それから人権保障の観点もあるだろうと思いますが、そういったものを今、私の方、弁護士会の方で詰めていかなければいけないとは思っています。

しかしながら、これは、ノウハウ的な部分は先生方であって、裁判員教材作成部会という部会があるわけですから、そちらの方に、少なくとも私の方としては、弁護士会としてはこういうものを考えていますよというものを、早い段階でお示ししたいと思っていますし、それを盛り込んだ教材をいち早く作っていただきたいと思います。

それは、法務省側、あるいは最高裁側からもあるでしょうし、内閣の側からもこういう趣旨のものだというものがあるだろうと思うのですが、今日の子城先生のお話にも裁判員が出てきましたけれども、そしてまた、ビデオの紹介だとか、検事総長のお話もありました。

PRなさっているのは非常によくわかるんですが、この協議会はPRの場所ではなく、また、PRの素材を出すところではないだろうと思っているのですが、その辺についてどのようにお考えなのか、これは座長に聞く質問なのか、法務省の方に聞く質問なのかよくわからないんですけども、お答えいただければと思います。

大山局付 裁判員制度啓発推進室の大山です。

本日午後6時から、裁判員教材作成部会を開きます。そこではまだ議論はしていませんが、模擬裁判のシナリオのようなものを1つ、これはあくまでたたき台ですけども、そもそも模擬裁判形式でいくのかどうなのかということ、まだ確定したわけではございませんが、それをたたき台にして、具体的な検討に入ろうと、このように考えております。

既に、最高裁や日弁連の方々、それから学校の先生方、こういった関係の部会のメンバーの方々に、素材は提供しております、一部からは御意見をいただいております。それを踏まえ、今日、具体的な議論をしたいというふうに考えております。

鈴木委員 そうすると、協議会としては、そちらの方にお任せをするということで考えていらっしゃるということでしょうか。

大山局付 そういうことではございません。

これまで部会で議論をしましたが、やはり具体的な何かたたき台のようなものがあった方が、議論の方向性もわかりやすいのではないかとということで、その素材を、本当にあくまで試案というかたたき台でございまして、それに決まったというわけでは全くございません。

そこでの議論の経過というのは、当然、この協議会で御報告して、議論いただきたいと考えております。

鈴木委員 何か逆転しているように思うんですけども。

法教育研究会のときには、教材作成は、逆に言うと後追いのような形で、このような方針でいくので教材作成をやってくださいということで議論をしていたので、部会の人たちもその議論をお聞きになってということでやってきていたと思うんですが、裁判員教材作成部会は、今度新しく入られた方も多数いらっしゃるというふうにお見受けしますので、その辺のところの連携が何となくうまくいっていないような気がするんですが、その辺はいかがでしょうか。

大山局付 御指摘のところは、よく踏まえまして、よく連携するようにはしていきたいと考えています。

上原委員 鈴木委員から大変貴重な御意見をいただきました。本当に時間ないところ申しわけないんですが、教育の立場でちょっとお話をさせていただければと思います。

私は東京都教員の立場からこの協議会に参加させていただき、前回と今回の2回、参加いたしました。そこで何を感じたかと言いますと、前回の静岡大学附属島田中学校もすばらしいし、筑波大学附属中学校の館先生の授業も本当にすばらしかったと思いました。また、本日御報告いただいた授業もすばらしかったと思うのですが、要は、例えば今、東京都だけで言いますと、公立学校の教員が1,500人、私立の教員も加えると、社会科では2,000人いるわけですね。例えば今年度20人の先生が取組をされた、このような実践があったといった報告で終わってしまったら、2000分の20なんです。全員やるまで本当に1

00年かかってしまいます。それをいかに20分の2000にするのが大事だと思います。

まさにこれだけの方々がいらっしゃるわけですから、いかにインセンティブを設けながら、それをまさに20分の2000にしていくのか、どこかで何かウェーブを作るしかないな、作りたいなということを感じるわけであります。

何かそんな知恵を出し合うようなことについても、今後、お力をいただければありがたいなということを感じます。

以上です。

土井座長 どうもありがとうございます。

協議会の進め方に関わる問題でもありますし、法教育研究会のときには、研究会をおやりいただいた委員は御存じのとおり、月に大体1、2回は集まるという形で進めておりました。それに対して、協議会の方は少し間隔を置いて開催しているということもあることから来る点もあろうかと思えます。

ただ、鈴木委員の御指摘の点というのは非常に重要な点でありまして、これは別に法務省で司法制度改革を推進されておられる会議の席でも出た点なのですが、ある参与の方からおっしゃられた点では、裁判の制度を教えるのも重要だけれども、自分たちが裁きをした人がどういう刑罰を受けるのだろうと、懲役何年ということ科すということは、その被告人がどういうことをするんだ、あるいはそういう過程を経て、どういう矯正を受けて社会に復帰していくことを考えるのだというようなことを教えることも重要だろうと。

その裁判の場でつつがなく手続を終わらせるということも重要だけれども、自分たちのやっていることが何で、それが一体、社会全体に対してどのような意味を持つのだということ教える必要性が高いと。フランスは実際そういうことをやっている側面があるんだという御指摘がございました。

そういう点から考えますと、先ほどの話の中でも、模擬裁判の重要性というのは確かなのですが、このやっている模擬裁判が、全体の中においてどういう意味を持っており、どういう考え方に基づいてこういうことを体験しているのかということ伝えるという必要性もあろうかと思えます。

そうなりますと、基本方針についての議論も、この協議会の場で、委員から意見を伺うということも重要だと思いますし、また本日も部会が開かれますが、部会の方にお時間があれば、委員に出席いただいて、いろいろと作成に携わる先生方と意見交換をしていただくということが重要だろうと思えます。

今後の進め方等につきましては、また御相談をしながら進めていきたいと思しますので、本日早速部会が開かれますので、ただ今の委員からの御発言等を踏まえ、御検討を進めていただければというふうに思えます。

それでは予定した時間となりましたので、本日の議事はこの程度とさせていただきます。

最後に、若干アナウンスをさせていただきたいと思えます。

12月に静岡大学附属島田中学校におきまして、法教育に関する公開授業が行われる予定であると伺っております。詳しいことにつきましては、事務局の方から御案内をさせていただきます。

それから次回につきましては、今のところ来年2月ごろの開催を予定しております。日程につきましては、改めて委員の皆様からの御都合をお伺いした上、決定することにいたしました。

いと思います。

それでは、本日の議事はここまでにしたしたいと思います。

どうもありがとうございました。

午後6時25分 閉会